

少年指導委員制度の運営について(例規通達)

(昭62.4.1)

(栃少第1号栃木県警察本部長通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第38条第1項に基づく少年指導委員制度の運営について、別添のとおり栃木県少年指導委員運営要綱(以下「要綱」という。)を定め昭和62年4月1日から施行することとしたから、次により効果的に運営されたい。

記

1 制度の趣旨

法は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について一定の規制を設けているが単に営業者に対して規制を課すのみでは不十分である。

このためには、少年の健全な育成を阻害するおそれの高い営業者等に必要な協力を求めるとともに、盛り場をはいかいし、あるいは、これらの場所に入出入する少年に対する指導を強化する必要がある。

この活動にあつては、少年の健全な育成に熱意と実行力を有する民間有志者の活動によつて一層の効果が期待できることからこの制度が設けられたものである。

2 少年指導委員の委嘱手続

少年指導委員の委嘱手続は、法第38条第1項に定める選考基準の要件を満たす者を、警察署長が選考のうえ、警察本部長(以下「本部長」という。)に上申し、本部長が公安委員会に推薦するものとする。

3 選考

(1) 選考基準の解釈は、次のとおりとする。

ア 「社会的信望を有する」とは、人格識見ともに優れ、かつ、地域住民に信頼のあることをいう。

イ 「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する」とは、少年に対する深い理解と愛情を持ちつつ、健全な育成活動に対し、旺盛な熱意と使命感を持ち、加えて自主積極的活動を推進するため、時間的余裕を有することをいう。

ウ 「生活が安定している」とは、経済面にとどまらず、家庭的にも安定していることをいう。

エ 「健康で活動力を有する」とは、心身ともに健康で、職務遂行にあつて精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

(2) 民事、又は刑事の事件に介入したり、公正な活動が期待できない者については除外するものとする。

4 解嘱

少年指導委員の解嘱は、次の解嘱事由のいずれかに該当するときとする。

(1) 法第38条第1項のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行があつたとき。

5 運営上の留意事項

少年指導委員の運営にあつては、次の諸事項に留意すること。

(1) 少年指導委員については、各種広報媒体を活用して周知徹底を図り、関係機関、団体をはじめ広く住民の理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 少年指導委員は、法的に職務権限を有するものではなく非権力的な活動を行うものであるからその活動にあつては、任務を逸脱し、関係者の権限や自由を侵害する等して紛議を起さないよう指導すること。

(3) 少年指導委員の活動にあつては、少年を取りまく風俗環境、当面する非行情勢とこれに

対する対策等を認識していることが必要でありこれらの資料及び情報等については支障のない範囲で随時、提供すること。

(4) 少年指導委員の活動にあたっては、少年及び関係者の名誉、秘密の保持に配慮するよう指導すること。

6 警察職員に対する指導教養

少年指導委員の活動は、風俗営業及び風俗関連営業等の及ぼす影響から少年をまもるための活動であり、警察職員との緊密な連携協力のもとに行われてこそ、その効果が得られるものであるから、警察職員に対してこの制度の趣旨と効果的な運用について、指導教養を徹底すること。

7 報告

少年指導委員の活動について、紛争事案、受傷事故、その他特異事案が発生したときは、本部長に即報するものとする。

別 添

栃木県少年指導委員運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、栃木県少年指導委員(以下「少年指導委員」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 少年指導委員の任務は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第38条第2項及び少年指導委員規則(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第2号)第4条各号に定めるもののほか、地域における少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で次に定めるものとする。

(1) 飲酒、喫煙、家出など補導を要すると認められる少年について、その健全な育成に資するため、指導、助言を行う活動

(2) 少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれがある社会環境の浄化対策に協力する活動

(3) 非行集団に属する少年について、当該集団から離脱させ、非行を防止するための指導及び相談並びに警察が行う非行集団の解体補導に関する協力援助活動

(委嘱手続)

第3 少年指導委員を委嘱するときは、次の手続により行うものとする。

(1) 警察署長は、管轄区域の市町村に居住し、又は勤務場所を有する者のなかから、活動区域の実情に精通し、次に掲げる要件を満たす者を栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に推薦するものとする。

ア 社会的信望を有すること。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

ウ 生活が安定していること。

エ 年齢がおおむね65歳未満の者、かつ、健康で活動力を有すること。

(2) 前号に規定する推薦は、栃木県少年指導委員推薦書(別記様式第1号)により行うものとする。

(3) 少年指導委員の委嘱は、委嘱状(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

(4) 警察本部生活安全部少年課長及び警察署長は、それぞれ関係する少年指導委員について、少年指導委員名簿(別記様式第3号)を備え付け整理するものとする。

(任期)

第4 少年指導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 警察署長は、少年指導委員に欠員が生じたときは、第3の手続により速やかに後任者を推薦するものとする。

3 前項の推薦に基づき少年指導委員に委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱手続)

第5 少年指導委員を解嘱するときは、次の手続により行うものとする。

(1) 警察署長は、管轄区域内を活動区域とする少年指導委員が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第6項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、警察本部長に対し速やかに解嘱事由に該当する事実を明らかに

して、少年指導委員解嘱上申書(別記様式第4号)により上申するものとする。

(2) 警察本部長は、前号の解嘱上申を受理したときは、速やかにその事実の有無を調査し、解嘱事由に該当すると認められるときは、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号、以下「規則」という。)第8条に定める手続きにより、公安委員会に対し解嘱の上申をするものとする。

(3) 警察本部長は、公安委員会が少年指導委員を解嘱したときは、解嘱通知書(別記様式第5号)により、警察署長を経由して当該少年指導委員に通知するものとする。

(身分証明証の貸与、返納)

第6 少年指導委員には、身分を証明するための少年指導委員証(別記様式第6号。以下「委員証」という。)及び少年指導委員記章(別記様式第7号。以下「記章」という。)を貸与するものとする。

2 警察署長は、少年指導委員がその身分を失ったときは、速やかに委員証及び記章を返納させるものとする。

(配置人員)

第7 少年指導委員の配置人員は、別に定める。

(活動区域)

第8 少年指導委員の活動区域は、警察署長の選定に基づき、公安委員会が指定する区域とする。

(活動要領)

第9 少年指導委員の活動要領は、別に定める。

(連絡)

第10 少年指導委員は、活動に当たっては、事前及び事後に必要な事項を管轄警察署の警察職員に速やかに連絡するものとする。

(警察職員の任務)

第11 警察職員は、少年指導委員と常に密接な連絡を保持するとともに、その活動に当たっては、積極的に協力するものとする。

2 警察職員は、少年指導委員から活動の連絡を受けた場合は、少年指導委員活動記録簿(別記様式第8号)を作成し、警察署長に報告するものとする。

(研修・指導)

第12 法第38条第5項、規則第7条の規定に基づく研修は、別紙「少年指導委員に対する研修の実施基準」により行うものとする。

2 前項の研修は、警察本部長の指定する警察職員に行わせるものとする。

3 警察署長は、少年指導委員に対して随時管内の風俗営業等環境の実態、少年非行情勢等を具体的に教示し、その活動が効果的に行われるように指導するものとする。

(立入証の貸与、携帯及び提示)

第13 第12による研修を受講した少年指導委員に対して、法第38条の2第1項に規定する立入りを実施する際の身分証明書(以下「立入証」という。)(別記様式第9号)を貸与するものとする。

なお、当該立入証の保管管理については、各少年指導委員の活動区域を管轄する警察署長の責任において行い、立入りを実施する時に貸与し、実施後は回収するものとする。

2 立入証については、出入れ管理簿(別記様式第10号)において管理を徹底すること。

3 立入りをする少年指導委員は、立入証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(立入りの指示及び結果報告)

第14 少年指導委員の立入りは、公安委員会が少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに行政上の指導を目的に行うこととするが、立入りを適正かつ効果的に実施するため、警察署長は個々の少年指導委員に対し、指示文書(別記様式第11号)を発し、立入りの対象となる営業所、実施する期日、実施上の留意事項について具体的に指示を行った上で実施することとする。

2 警察署長は、少年指導委員が前項の立入りを実施した場合には、結果報告書(別記様式第12号)により生活安全部少年課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(運営上の留意事項)

第15 この要綱の運営に当たっては、少年指導委員の諸活動が円滑かつ効果的に行われるよう、次の事項に留意しなければならない。

(1) 指導委員は、民間協力者として委嘱するものであり、特別の権限が付与されるものではないことから、活動に当たっては関係者の正当な権利や自由を害することのないようにするこ

と。

(2) 諸活動に当たっては紛議事案等を生じないようにすること。

(3) 任務に従事するときは、委員証を携帯し、関係者から請求があつたときはこれを呈示し、記章は、上衣の見やすい箇所に装着すること。

(4) 活動中に知り得た関係者の秘密については、任期中はもとよりその身分を失つた後においても、秘密を厳守すること。

(5) 地域社会における少年の育成機関、団体が行う青少年対策・環境浄化対策等については、つとめて協調、協力すること。

(公務災害補償)

第16 少年指導委員として活動中に受けた災害については「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年栃木県条例第30号)を適用するものとする。

別紙 【少年指導委員に対する研修の実施基準】

1 研修の種別

少年指導委員に対して行う研修の種別は、委嘱時研修と定期研修とする。

2 研修の内容

研修の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 委嘱時研修

委嘱時研修は、少年指導委員として新規に委嘱する際、少年指導委員として必要な知識を習得させためのものであり、その内容は次表に掲げるものとする。所要時間は、概ね5時間程度とする。